

2. 地域農業活性化に向けた取り組み



～ 害虫被害対策補助金 ～

管内で問題となっている有害虫（ジャンボタニシ）による農作物への被害を未然に防止するため、関係機関・組合員等と連携して対策に取り組み、管内農業の維持を図ることを目的とします。

害虫（ジャンボタニシ）被害対策補助金 [300万円]	
対象資材	ジャンボタニシ駆除を目的として JA で購入の指定資材を散布した農業者 (石灰窒素・スクミノン・スクミンバイト3)
交付対象者	以下の要件を満たした個人または団体 ① JA津安芸の正組合員または管内に農地を有する農業団体等 ② 害虫駆除を目的として駆除資材を購入した農業者 ③ 令和4年4月1日～令和5年3月31日までに資材購入をしている者
対象経費	資材購入にかかった費用 (*予算枠を超えた場合については按分しての交付となる場合があります)
補助金額	資材購入金額(税別)の50%に相当する額(100円未満切り捨て) 上限10万円

- 補助金の支払いは、受け付け順にて、令和4年度予算枠(300万円)を助成枠の限度とし、予算枠を超えた場合については審査・精査の上、按分しての交付となる場合があります。
- 申請は実施期間内に1回とし、申請書・購買供給伝票(写)等を営農センターに提出する。
- 資材購入が複数回にある場合は最終購入以後にまとめ1回の提出とする。

3. 農業の規模拡大・効率化等に向けた支援



～ 農業融資保証料助成交付金 ～

農業の規模拡大・効率化等をめざすため、農業者の経費抑制を目的に、当JAの農業経営資金及び農業近代化資金のうち、保証機関へ支払う保証料について全額助成し、農業者の負担軽減を図ることを目的とします。

農業融資保証料助成交付金	
対象資金	農業経営資金及び農業近代化資金
対象案件	①令和4年4月1日～令和5年3月31日までの期間で借入れた案件 ②借入金額が100万円以上の案件 ③農業生産に直結する資金の借入である案件 （生活資金、運転資金、既往資金の借り換え、災害対策に関するものは対象外） ④1事業年度あたり1人格1回限りとする。ただし、1回あたり上限金額を定めない
対象費用	保証機関へ支払う一括前取保証料
交付金額	支払った保証料の全額

- 当JAの正組合員であってその経営に係る土地または施設が当JA管内にあることが必要となります。
- 助成を受けるには、申請書と当JAが必要と認めた書類の提出が必要となります。
- 交付金の支払いは、予算年度内に実行が確実で、借入の本申込受付順とし、令和4年度予算枠（300万円）に達した時点で期間の途中であっても交付を終了します。
- 期限延長等の条件変更により追徴保証料が発生した場合、借入者の負担となります。
- 繰上償還（一部繰上償還含む）による保証料の返戻金については、当JAへ返金いただきます。

